

## 人事制度検討会要項

[平成19年4月23日役員会決定]

- 第1 京都大学における教職員に係る人事制度について検討するため、理事（総務・人事・広報担当）の下に人事制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。
- 第2 検討会は、総長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。
- 一 人事の基本方針に関すること
  - 二 人事評価に関すること
  - 三 研修及び能力開発に関すること
  - 四 兼業の許可基準に関すること
  - 五 倫理規程に関すること
  - 六 その他人事制度に関すること。
- 第3 検討会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- 一 理事（総務・人事・広報担当）
  - 二 理事（法務・安全管理担当）
  - 三 理事（企画・評価担当）
  - 四 理事（研究・財務担当）
  - 五 総長特別顧問
  - 六 部局長 若干名
  - 七 総務部長
  - 八 その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第六号及び第八号の委員は、総長が委嘱する。
- 第4 検討会に主査を置き、理事（総務・人事・広報担当）をもって充てる。
- 第5 主査は、審議の結果を適宜とりまとめて総長に報告するものとする。
- 第6 主査は、必要に応じて、委員以外の役員又は教職員に出席を求めることができる。
- 第7 検討会には、必要に応じて、作業部会を置くことができる。
- 第8 検討会に関する事務は、総務部人事企画課において処理する。

### 附 則

- 1 この要項は、平成19年4月23日から実施する。
- 2 教員制度検討会要項（平成16年5月31日役員会決定）及び職員の人事制度改革検討会要項（平成16年6月7日役員会決定）は廃止する。